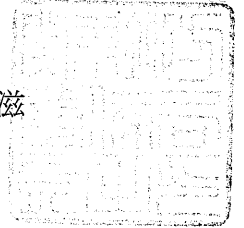




国 関 整 企 画 第 1 1 号
平 成 2 2 年 4 月 2 0 日

千 葉 県 知 事 森 田 健 作 殿

国土交通省 関東地方整備局長
菊 川 滋



直轄事業の事業計画等（千 葉 県 関連分）について

平素から国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局における平成22年度事業計画等のうち、千 葉 県 関連分について別紙のとおりお知らせいたします。

（事業計画等は現時点における予定であり、今後の変更があり得ます。）

事務担当：	（全 般）	企画部企画課企画第一係
	（河 川）	河川部河川計画課計画第一係
	（道 路）	道路部道路計画第一課計画第一係
	（港湾・空港）	港湾空港部港湾管理課管理第一係

平成２２年度当初 千葉県における負担額 総括表

(単位：千円)

事業区分	負担基本額	地方負担額
河川関係	11,714,912	3,811,441
道路関係	29,202,000	10,183,199
公園関係	—	—
港湾関係 (港湾海岸事業を含む。)	449,857	202,436
空港関係	—	—
合計	41,366,769	14,197,076

※端数処理の関係上、合計と一致しないことがある。

平成22年度当初 千葉県における事業計画（河川関係）

(単位:千円)

対象科目	全体事業規模	全体事業費 (億円)	負担基本額								計	地方 負担額	平成22年度事業内容	備考
			内訳											
			工事費	測量設計費	用地費及 補償費	船舶及 機械器具費	附帯工事費	事業委託費	事業車両費					
河川事業			1,384,106	892,099	206,716	81,801	37,110	0	42,986	2,644,818 (18,714,864)	955,723			
河川改修費			1,082,208	596,639	206,716	72,189	33,110	0	3,311	1,994,173 (14,750,079)	656,281			
一般河川改修事業費			653,287	359,388	195,650	41,786	33,110	0	2,468	1,285,689 (3,929,580)	420,121			
利根川下流	直轄管理区間 L=87km (利根川築堤、湧流堤撤去他)	利根川上・下流、 江戸川 (84,917)	75,404	169,380	0	21,579	33,110	0	589	300,062 (922,327)	100,020	河口導流堤撤去 1万 ³ 布川狭窄部対策検討 他		
利根川上流	直轄管理区間 L=101km 築堤、護岸他	利根川上・下流、 江戸川 (84,917)	148,768	4,720	0	645	0	0	15	154,148 (621,490)	51,382	渡良瀬遊水地周辺堤防整備 盛土L=360m 他		
利根川上流(大規模)	稲戸井調節池整備事業	利根川上・下流、 江戸川 (84,917)	37,023	20,481	195,650	0	0	0	24	253,178 (847,365)	75,953	稲戸井調節池 築堤L=100m、池内水路関連掘削 15万 ³ 、用地 取得 17ha 他		
江戸川	直轄管理区間 L=55km (築堤・護岸他)	利根川上・下流、 江戸川 (84,917)	390,000	159,316	0	18,127	0	0	1,836	569,279 (994,902)	189,759	高瀬堤防L=310m 築堤護岸測量設計・浸透対策検討、河道特性検討 他		
常陸利根川	直轄管理区間 L=137km (前川内水対策、波浪対策他)	2,481	2,092	5,491	0	1,435	0	0	4	9,022 (543,496)	3,007	堤防浸透対策検討 他		
特定構造物改築事業費			38,528	1,130	0	0	0	0	148	39,806 (132,247)	13,268			
江戸川	行徳可動堰	121	38,528	1,130	0	0	0	0	148	39,806 (132,247)	13,268	ゲート設備、取付擁壁工 他		
高規格堤防整備事業費			390,393	236,121	11,066	30,403	0	0	695	668,678 (10,688,252)	222,892			
利根川下流	高規格堤防整備延長 L=181km	利根川上・下流、 江戸川 (84,917)	90,393	166,052	11,066	21,543	0	0	664	289,718 (826,458)	96,572	本宿耕地地区PFI施設整備・運営、用地補償 押付地区盛土 5万 ³ 、用地補償 佐原地区高規格堤防調査検討 他		
利根川上流	高規格堤防整備延長 L=182km	利根川上・下流、 江戸川 (84,917)	300,000	70,069	0	8,860	0	0	31	378,960 (9,861,794)	126,320	目吹地区盛土 10万 ³ 他		
河川管理施設更新費			182,198	0	0	4,928	0	0	39,054	226,180 (524,310)	101,779			
利根川下流	直轄管理区間 L=196km		65,542	0	0	136	0	0	1,994	67,672 (149,619)	30,452	排水機場補修、水門等補修 河川管理用建設機械の機器等の更新		
利根川上流	直轄管理区間 L=315km		213	0	0	54	0	0	836	1,103 (7,089)	496	河川管理用建設機械の機器等の更新		
江戸川	直轄管理区間 L=134km		95,367	0	0	4,432	0	0	35,387	135,186 (207,086)	60,833	水門等補修 河川管理用建設機械の機器等の更新		
常陸利根川	直轄管理区間 L=251km		21,076	0	0	306	0	0	837	22,219 (160,516)	9,988	護岸補修 河川管理用建設機械の機器等の更新		
河川都市基盤整備事業費			21,000	61,126	0	1,190	4,000	0	96	87,412 (226,775)	29,137			
高規格堤防整備事業分			21,000	61,126	0	1,190	4,000	0	96	87,412 (226,775)	29,137			
江戸川	高規格堤防整備延長 L=121km	利根川上・下流、 江戸川 (84,917)	21,000	61,126	0	1,190	4,000	0	96	87,412 (226,775)	29,137	市川三丁目地区盛土 0.4万 ³ 端部処理工、基盤整備 他		
総合水系環境整備事業費(河川)			98,700	234,334	0	3,494	0	0	525	337,053 (3,213,700)	168,526			
利根川水系(利根川下流)	佐原地区環境整備事業 1式、利根川 下流部水環境整備事業 1式	9	53,700	60,648	0	0	0	0	352	114,700 (114,700)	57,350	中水敷整備 1箇所、佐原PFI事業 1式		
利根川水系(江戸川)	江戸川環境整備事業 1式	42	45,000	164,827	0	0	0	0	173	210,000 (210,000)	105,000	管理用坂路 1箇所、管理用坂路等設計検討 1式		
利根川水系(常陸利根川)	水環境整備事業 1式、自然再生事業 1式、水辺整備事業 1式	—	0	8,859	0	3,494	0	0	0	12,353 (2,889,000)	6,176	水環境効果検討 1式		
ダム事業			4,805,155	319,624	3,655,799	33,659	0	0	3,676	8,817,913 (25,169,232)	2,771,658			
流況調整河川事業費			6,534	9,450	198	396	0	0	0	16,578 (167,451)	4,973			
利根川那珂川 霞ヶ浦導水	那珂導水路 約43km 利根導水路 約2.6km	1,900	6,534	9,450	198	396	0	0	0	16,578 (167,451)	4,973	水理・水文・環境調査 等		

平成22年度当初 千葉県における事業計画（河川関係）

（単位：千円）

対象科目	全体事業規模	全体事業費 (億円)	負担基本額								地 方 負担額	平成22年度事業内容	備考
			内訳							計			
			工事費	測量設計費	用地費及 補償費	船舶及 機械器具費	附帯工事費	事業委託費	事業車両費				
多目的ダム建設事業費			4,435,518	301,182	3,655,601	8,731	0	0	3,676	8,404,708 (24,151,412)	2,588,206		
	利根川ハッ場ダム	重力式コンクリートダム(堤高116m、堤頂長291m)、JR吾妻線付替、国道145号付替他	39,291	113,940	1,690,656	851	0	0	1,304	1,846,042 (8,005,386)	543,974	付替国道(一般部1箇所)、付替県道(一般部2箇所、橋梁2橋)、付替鉄道(橋梁3橋、トンネル3箇所、一般部)、調査設計等(補償調査等) 等	
	利根川湯西川ダム	重力式コンクリートダム(堤高119m、堤頂長360m)、県道黒部西川線付替他	4,396,227	187,242	1,964,945	7,880	0	0	2,372	6,558,666 (16,146,026)	2,044,232	本体工事(コンクリート打設638千m ² 等)、放流設備設置工事、付替県道(一般部1箇所、橋梁8橋等)、付替林道(一般部2箇所、橋梁1橋等)、環境調査 等	
堰堤施設更新費			363,103	8,992	0	24,532	0	0	0	396,627 (850,369)	178,479		
	利根川藤原ダム	藤原ダムの管理	9,488	0	0	6,325	0	0	0	15,813 (59,068)	7,115	ダム及びダムに附属する設備 観測・通報・警報設備	
	利根川相俣ダム	相俣ダムの管理	21,958	0	0	4,117	0	0	0	26,075 (87,737)	11,733	ダム及びダムに附属する設備 観測・通報・警報設備 地山の保全	
	利根川園原ダム	園原ダムの管理	43,729	0	0	7,288	0	0	0	51,017 (207,135)	22,957	ダム及びダムに附属する設備 地山の保全	
	利根川川治ダム	川治ダムの管理	18,598	1,445	0	6,802	0	0	0	26,845 (113,700)	12,080	ダム及びダムに附属する設備 観測・通報・警報設備	
	利根川森良瀬遊水池	森良瀬遊水池の管理	61,130	7,547	0	0	0	0	0	68,677 (174,529)	30,904	遊水池及び遊水池に附属する設備 観測・通報・警報設備	
	利根川北千葉導水	北千葉導水路の管理	208,200	0	0	0	0	0	0	208,200 (208,200)	93,690	導水路及び導水路に附属する設備	
砂防事業			197,429	43,497	2,444	7,760	0	0	1,051	252,181 (4,127,352)	84,060		
砂防事業費			188,049	38,548	2,200	6,843	0	0	1,051	236,691 (3,873,839)	78,897		
	利根川水系	直轄区域面積 A=1,868km ²	188,049	38,548	2,200	6,843	0	0	1,051	236,691 (3,873,839)	78,897	栗原川第三砂防堰堤、滝の沢砂防堰堤、住居沢砂防堰堤、白砂川第五砂防堰堤、谷沢川第四砂防堰堤、大沢川第二砂防堰堤、堀の沢上流砂防堰堤群、越本床固群、大前床固群、田代床固群、遼沢川床固群、滑川床固群、ブドウ沢山腹工、烏川中流部施設改築、倉見川流域施設改築、平川流域砂防堰堤改築、万座川流域施設改築、赤城川流域砂防施設改築、砂防設備の設計、CCTV 1基、用地取得 26,000m ² 、補償件数 18件 等	
地すべり対策事業費			9,380	4,949	244	917	0	0	0	15,490 (253,513)	5,163		
	譲原地区	地すべり防止区域面積 A=100ha	9,380	4,949	244	917	0	0	0	15,490 (253,513)	5,163	アンカー工 45本、地すべり防止施設の設計 等	
合 計			6,386,690	1,255,220	3,864,959	123,220	37,110	0	47,713	11,714,912	3,811,441		

(注) 「負担基本額」の欄については、当該都道府県の負担対象となる額を記載しています。

複数県間でアロケーションがなされる事業については、「負担基本額」欄括弧内に当該年度負担基本額その他県分を含む全体額を記載しています。

平成22年度当初 千葉県における事業計画

改築事業

(単位: 千円)

(単位：千円)

路線名	箇所名	事業規模	全体事業費 (億円)	負担基本額							地 方 負担額	平成22年度 事業内容	備考
				内 訳						計			
				工事費	測 量 設計費	用地費及 補償費	船舶及機 械器具費	附帯工事費	事 業 車両費				
国道468号	首都圏中央連絡自動車道(つくば～大栄)	L=40.0km	2,841	3,156,796	255,626	600,000	1,578	0	0	4,014,000	1,338,000	・神崎地区改良工 L=130m ・成田地区改良工 L=1,500m ・利根川橋下部工 3基 ・成田高地区橋梁下部工 6基 ・芝高架橋上部工 L=669m ・道路設計 ・環境調査 ・用地買収 A=26,800㎡	・事業規模、全体事業費、用地進捗率及び事業進捗率は茨城県区間を含む。 ・用地進捗率約97% ・事業進捗率約58% ・稲敷IC～大栄JCT 延長20.5km(2/4) 平成24年度供用予定
国道468号	首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)	L=18.5km	1,040	0	189,775	0	225	0	0	190,000	63,333	・道路設計 ・構造物設計	・用地進捗率0% ・事業進捗率約3%
国道468号	首都圏中央連絡自動車道(東金茂原道路)	L=21.6km	1,168	334,000	179,726	584,972	1,302	0	0	1,100,000	366,667	・榎本～関原地区改良工事 L=2,400m ・小西南高架橋上部工事 L=500m ・真名トンネル本体工事 L=900m ・埋蔵文化財調査 A=1,000㎡ ・道路設計 ・用地買収 A=15,000㎡	・事業規模、全体事業費、用地進捗率及び事業進捗率は千葉市区間を含む。 ・用地進捗率約98% ・事業進捗率約38% ・東金IC・JCT～茂原長南IC 延長21.6km(2/4) 平成24年度供用予定
国道468号	首都圏中央連絡自動車道(茂原～木更津)	L=28.4km	2,115	6,731,000	467,055	360,000	8,945	0	0	7,567,000	2,522,333	・茂原長南IC地区改良工 L=900m ・市原南IC地区改良工 L=400m ・平蔵川橋IC橋上部工 L=120m ・大和田第1橋上部工 L=97m ・大和田第1橋下部工 2基 ・笠森トンネル本体工 L=1,100m ・調査設計 ・埋蔵文化財調査 A=10,000㎡ ・用地買収 A=31,000㎡	・用地進捗率約97% ・事業進捗率約68% ・茂原長南IC～木更津東IC 延長21.3km(2/4) 平成24年度供用予定
国道6号	千葉6号環境対策	L=22.4km	—	0	9,988	0	12	0	0	10,000	3,333	・環境対策検討	
国道16号	千葉16号環境対策	L=114.6km	—	0	9,988	0	12	0	0	10,000	3,333	・環境対策検討	・事業規模は千葉市区間含む
国道51号	成田拡幅	L=5.8km	217	0	24,912	50,000	88	0	0	75,000	25,000	・道路設計 ・用地買収 A=1,500㎡	・用地進捗率約90% ・事業進捗率約93%
国道51号	大栄拡幅	L=1.5km	50	0	59,912	15,000	88	0	0	75,000	25,000	・道路設計 ・用地買収 A=1,500㎡	・用地進捗率約33% ・事業進捗率約31%

平成22年度当初 千葉県における事業計画

改築事業

(単位: 千円)

(単位：千円)													
路線名	箇所名	事業規模	全体事業費 (億円)	負担基本額							地 方 負担額	平成22年度 事業内容	備考
				内 訳						計			
				工事費	測 量 設計費	用地費及 補償費	船舶及機 械器具費	附帯工事費	事 業 車両費				
国道51号	北千葉拡幅	L=7.6km	236	0	59,870	50,000	130	0	0	110,000	36,667	・道路設計 ・用地買収 A=900㎡	・事業規模、全体事業費、用地進捗率 及び事業進捗率は千葉市区間を含む。 ・用地進捗率約74% ・事業進捗率約78%
国道127号	127号防災	L=27.0km	43	10,000	75,804	80,000	196	0	0	166,000	55,333	・金谷地区改良工事 L=50m ・道路設計 ・用地買収 A=600㎡	・用地進捗率0% ・事業進捗率約28%
国道298号	東京外かく環状道 路	L=12.1km	5,635	6,326,052	599,858	737,000	14,090	0	0	7,677,000	2,559,000	・松戸市区間函渠工 L=540m ・市川市区間函渠工 L=390m ・北国分地区函渠工 L=120m ・道路設計 ・用地買収 A=2,600㎡	・用地進捗率約97% ・事業進捗率約78%
国道357号	若松交差点改良	L=0.2km	30	1,205,751	12,772	30,000	1,477	0	0	1,250,000	416,667	・谷津～秋津地区改良工 L=400m ・若松横断歩道橋下部工 5基 ・交差点部整備効果調査 ・用地買収 A=300㎡	・平成23年度供用予定
国道357号	東京湾岸道路(千 葉県区間)	L=21.3km	1,273	0	65,096	9,767	137	0	0	75,000	25,000	・調査設計 ・用地買収 A=400㎡	・用地進捗率99% ・事業進捗率約81%
国道464号	北千葉道路	L=5.6km	289	2,485,000	256,220	451,000	3,780	0	0	3,196,000	1,065,333	・大谷津地区函渠工 L=170m ・松崎集水路橋下部工 5基 ・松崎跨線橋上部工 L=210m ・松崎高架橋上部工 L=470m ・北須賀地区改良工 L=500m ・調査設計 ・用地買収 A=35,000㎡	・事業規模、全体事業費、用地進捗率 及び事業進捗率は千葉県施行区間を 除く ・用地進捗率約96% ・事業進捗率約55% ・成田市 延長1.8km(2/4) 平成24年度供用予定
計			—	20,248,599	2,266,602	2,967,739	32,060	0	0	25,515,000	8,504,999		

(注) 地方負担額については、千円未満の端数処理の関係で合計が負担額通知と合わない場合があります

(注) 地方負担額については、千円未満の端数処理の関係で合計が負担額通知と合わない場合があります。

平成22年度当初 千葉県における事業計画

交通安全事業(Ⅰ種)

(単位:千円)

(単位：千円)

路線名	箇所名	事業規模	全体事業費 (億円)	負担基本額							地 方 負担額	平成22年度 事業内容	備考
				内 訳						計			
				工事費	測 量 設計費	用地費及 補償費	船舶及機 械器具費	附帯工事費	事 業 車両費				
国道127号	原岡自歩道整備	L=0.3km	12.5	0	6,947	38,000	53	0	0	45,000	15,000	・調査設計 ・用地買収	・用地進捗率約65% ・事業進捗率約96% ・平成23年度完成予定
国道127号	常代交差点改良	1箇所	1.1	75,000	29,876	0	124	0	0	105,000	35,000	・調査設計 ・工事	・事業進捗率3% ・平成22年度完成予定
国道357号	秋津第一歩道橋EV 設置	1箇所	5.4	228,000	50,670	0	330	0	0	279,000	93,000	・調査設計 ・工事	・事業進捗率約44% ・平成22年度完成予定
計			—	303,000	87,493	38,000	507	0	0	429,000	143,000		

(注) 地方負担額については、千円未満の端数処理の関係で合計が負担額之和と合わない場合があります。

(注) 地方負担額については、千円未満の端数処理の関係で合計が負担額通知と合わない場合があります。

平成22年度当初 千葉県における事業計画

交通安全事業(Ⅱ種)

(単位:千円)

(単位：千円)

路線名	箇所名	事業規模	全体事業費 (億円)	負担基本額							地 方 負担額	平成22年度 事業内容	備考
				内 訳						計			
				工事費	測 量 設計費	用地費及 補償費	船舶及機 械器具費	附帯工事費	事 業 車両費				
国道6号	—	—	—	14,000	5,976	0	24	0	0	20,000	10,000	区画線(全線)	
国道16号	—	—	—	84,000	65,823	0	177	0	0	150,000	75,000	総合気象観測計(市原地区)、区画線(全線)、防護柵 (市原地区)	
国道51号	—	—	—	40,000	17,931	0	69	0	0	58,000	29,000	区画線(全線)	
国道126号	—	—	—	40,000	27,919	0	81	0	0	68,000	34,000	防護柵(東金地区)	
国道127号	—	—	—	12,000	3,981	0	19	0	0	16,000	8,000	区画線(全線)	
国道298号	—	—	—	0	1,996	0	4	0	0	2,000	1,000	防護柵(葛飾大橋)	
国道357号	—	—	—	12,000	3,981	0	19	0	0	16,000	8,000	区画線(全線)	
計			—	202,000	127,607	0	393	0	0	330,000	165,000		

(注) 地方負担額については、平田市道の端数加算の順で各合計負担額を超過しない場合が原則である。

(注) 地方負担額については、千円未満の端数処理の関係で合計が負担額通知と合わない場合があります。

平成22年度当初 千葉県における事業計画

電線共同溝事業

(単位：千円)

(単位：千円)													
路線名	箇所名	事業規模	全体事業費 (億円)	負担基本額						地 方 負担額	平成22年度 事業内容	備考	
				内 訳									計
				工事費	測 量 設計費	用地費及 補償費	船舶及機 械器具費	附帯工事費	事 業 車両費				
国道6号	根本内(2)電線共 同溝	L=1.0km	3.5	140,000	16,801	12,000	199	0	0	169,000	84,500	・本体工事 ・支障物移設補償	・事業進捗率約30%
国道6号	あけぼの(2)電線 共同溝	L=2.9km	8.7	402,000	11,501	8,000	499	0	0	422,000	211,000	・本体工事 ・支障物移設補償	・事業進捗率約30%
国道16号	堤根電線共同溝	L=2.6km	8.0	370,000	5,549	5,000	451	0	0	381,000	190,500	・本体工事 ・支障物移設補償	・事業進捗率約30%
国道298号	松戸電線共同溝	L=2.6km	5.8	79,750	103	0	147	0	0	80,000	40,000	・本体工事	・事業進捗率約50%
計			—	991,750	33,954	25,000	1,296	0	0	1,052,000	526,000		
(注) 地方負担額については、千円未満の端数処理の順序で合計が負担額となり、合わない場合は千円未満													

(注) 地方負担額については、千円未満の端数処理の関係で合計が負担額通知と合わない場合があります。

平成22年度当初 千葉県における事業計画

特定の事業

(単位：千円)

(単位：千円)

路線名	箇所名	事業規模	全体事業費 (億円)	負担基本額							地 方 負担額	平成22年度 事業内容	備考
				内 訳						計			
				工事費	測 量 設計費	用地費及 補償費	船舶及機 械器具費	附帯工事費	事 業 車両費				
国道6号	—	—	—	447,069	8,303	0	542	0	0	455,914	205,161	・耐震補強:新葛飾橋 ・橋梁補修:前ヶ崎跨線橋 他 ・施設又は工作物の点検 等	
国道16号	—	—	—	86,734	33,761	0	142	0	0	120,637	54,287	・橋梁補修:養老大橋 ・施設又は工作物の点検 等	
国道51号	—	—	—	410,724	16,442	0	505	0	0	427,671	192,452	・耐震補強:水郷大橋 ・橋梁補修:不動橋 他 ・施設又は工作物の点検 等	
国道126号	—	—	—	45	423	0	0	0	0	468	211	・施設又は工作物の点検 等	
国道127号	—	—	—	130,737	22,969	0	182	0	0	153,888	69,250	・橋梁補修:平成橋(上) 他 ・施設又は工作物の点検 等	
国道298号	—	—	—	37,037	42,816	0	147	0	0	80,000	36,000	・橋梁補修:小山高架橋(内廻り) ・施設又は工作物の点検 等	
国道357号	—	—	—	579,531	23,855	0	715	0	0	604,101	271,845	・耐震補強:市川大橋 ・橋梁補修:美浜大橋(海側) 他 ・施設又は工作物の点検 等	
国道409号	—	—	—	3,191	30,091	0	39	0	0	33,321	14,994	・施設又は工作物の点検 等	
計			—	1,695,068	178,660	0	2,272	0	0	1,876,000	844,200		

(注) 地方負担額については、国土交通省の端数処理の關係で合計(負担基本額)と合計(地方負担額)が一致しない場合があります。

(注) 地方負担額については、千円未満の端数処理の関係で合計が負担額通知と合わない場合があります。

平成22年度 千葉港(港湾管理者:千葉県)における事業内容等 (港湾関係)

(様式1)

港湾事業費:千葉港改修費

(単位:千円)

港湾事業費：千葉港改修費														(単位:千円)
港名	施設名	事業規模	全体事業費 (億円)	負担基本額							地 方 負担額	平成22年度事業内容	備考	
				内訳						計				
				工事費	測 量 設計費	用地費及 補償費	船舶及機 械器具費	附帯工事 費	事 業 車両費					
港湾事業費														
	千葉港改修費	葛南中央地区												
	岸壁(-12m)(改良)	L=240m	34	190,852	30,244	0	8,171	0	733	230,000	103,500	基礎捨石513m3、鋼管杭製作5本、鋼管杭打設15本、水平固定材6基、上部工撤去30m、上部コンクリート630m3、係船柱取付2基、防舷材取付2基 等	平成24年供用開始予定	
	泊地(-12m)	A=354,000m2	15	54,426	12,710	0	2,641	0	223	70,000	31,500	グラブ浚渫28,000m3	平成25年供用開始予定	
計				245,278	42,954	0	10,812	0	956	300,000	135,000			

(注) 地方負担額については、千葉県港の維持管理の費用を合計した負担額に、(1) 港の維持管理に必要と認められるもの、(2) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(3) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(4) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(5) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(6) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(7) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(8) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(9) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(10) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(11) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(12) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(13) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(14) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(15) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(16) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(17) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(18) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(19) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(20) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(21) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(22) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(23) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(24) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(25) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(26) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(27) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(28) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(29) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(30) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(31) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(32) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(33) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(34) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(35) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(36) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(37) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(38) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(39) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(40) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(41) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(42) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(43) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(44) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(45) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(46) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(47) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(48) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(49) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(50) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(51) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(52) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(53) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(54) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(55) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(56) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(57) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(58) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(59) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(60) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(61) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(62) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(63) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(64) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(65) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(66) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(67) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(68) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(69) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(70) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(71) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(72) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(73) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(74) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(75) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(76) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(77) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(78) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(79) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(80) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(81) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(82) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(83) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(84) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(85) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(86) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(87) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(88) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(89) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(90) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(91) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(92) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(93) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(94) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(95) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(96) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(97) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(98) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(99) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(100) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(101) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(102) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(103) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(104) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(105) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(106) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(107) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(108) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(109) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(110) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(111) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(112) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(113) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(114) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(115) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(116) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(117) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(118) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(119) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(120) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(121) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(122) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(123) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(124) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(125) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(126) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(127) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(128) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(129) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(130) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(131) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(132) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(133) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(134) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(135) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(136) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(137) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(138) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(139) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(140) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(141) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(142) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(143) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(144) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(145) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(146) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(147) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(148) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(149) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(150) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(151) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(152) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(153) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(154) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(155) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(156) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(157) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(158) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(159) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(160) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(161) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(162) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(163) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(164) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(165) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(166) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(167) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(168) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(169) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(170) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(171) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(172) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(173) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(174) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(175) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(176) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(177) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(178) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(179) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(180) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(181) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(182) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(183) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(184) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(185) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(186) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(187) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(188) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(189) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(190) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(191) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(192) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(193) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(194) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(195) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(196) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(197) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(198) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(199) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(200) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(201) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(202) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(203) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(204) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(205) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(206) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(207) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(208) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(209) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(210) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(211) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(212) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(213) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(214) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(215) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(216) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(217) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(218) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(219) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(220) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(221) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(222) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(223) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(224) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(225) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(226) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(227) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(228) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(229) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(230) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(231) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(232) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(233) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(234) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(235) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(236) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(237) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(238) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(239) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(240) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(241) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(242) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(243) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(244) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(245) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(246) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(247) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(248) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(249) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(250) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(251) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(252) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(253) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(254) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(255) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(256) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(257) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(258) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(259) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(260) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(261) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(262) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(263) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(264) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(265) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(266) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(267) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(268) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(269) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(270) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(271) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(272) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(273) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(274) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(275) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(276) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもの、(277) 港の維持管理に必要と認められるもののうち、港の維持管理に必要と認められるもののうち、港

(注) 地方負担額については、千円未満の端数処理の関係で合計が負担額通知と合わない場合があります。

平成22年度 木更津港(港湾管理者:千葉県)における事業内容等 (港湾関係)

(様式1)

港湾事業費:木更津港改修費

(単位:千円)

港名	施設名	事業規模	全体事業費 (億円)	負担基本額							地 方 負担額	平成22年度事業内容	備考
				内訳						計			
				工事費	測 量 設計費	用地費及 補償費	船舶及機 械器具費	附帯工事 費	事 業 車両費				
港湾事業費 木更津港改修費													
	木更津南部地区												
	航路泊地(-12m)	A=24,000m2	6	135,201	8,971	0	5,188	0	497	149,857	67,436	潜水探査、グラブ浚渫30,000m3	平成24年供用開始予定
計				135,201	8,971	0	5,188	0	497	149,857	67,436		

(注) 地方負担額については、千円未満の端数処理の関係で合計が負担額通知と合わない場合があります。

(注) 地方負担額については、千円未満の端数処理の関係で合計が負担額通知と合わない場合があります。